

**福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
及び福島県環境影響評価技術指針改定の概要**

1 背景

環境影響評価法施行令が令和元年7月5日に改正され、太陽電池発電所の設置の工事の事業等が令和2年4月1日から環境影響評価法の対象事業になることを受けて、太陽電池発電所の設置の工事の事業等を福島県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の対象事業に追加し、所要の改正を行いました。

2 環境影響評価施行規則の改正

条例の対象事業は福島県環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）別表第1で規定しているため、現行の発電所の設置又は変更の工事の事業に、「太陽電池発電所」を追加しました。

併せて、施行規則別表第2と施行規則別表第3にも太陽電池発電所を追加しました。

○別表第1

事業の種類	第1区分事業の要件	第2区分事業の要件
5 条例別表第5号に掲げる事業の種類	ケ 出力が30,000キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業	出力が20,000キロワット以上30,000キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業
	コ 出力が30,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	出力が20,000キロワット以上30,000キロワット未満である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業

○別表第2

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
14 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

○別表第3

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
14 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

3 環境影響評価技術指針の改定

参考項目（技術指針別表第1）と参考手法（技術指針別表第2）に「太陽電池発電所設置事業」に係る区分等を追加しました。

4 施行日

令和2年7月1日

5 経過措置

既に、条例の手續が不要と判定された事業又は電気事業法の認可等がなされたものについては、改正は適用されません。

既に、方法書の公告を行っている対象事業については、従前の例によります。

第2区分事業の届出及び方法書の作成は、施行日前においても行えます。